地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)(第一条関係)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

 $\bigcirc$ 

市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)

 $\bigcirc$ 

1

新旧対照条文

目次

沙

(第二条関係)

4

## ○ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)(第一条関係)

_	
傍	
絲	
$\mathcal{O}_{\mathcal{O}}$	
の部	
分	
け	
改	
ΙĒ	
剖	
分	

第一項から第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係	第一項から第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係
に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用、同法第二十八条の五	に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用、同法第二十八条の五
第三項(同法第二十二条の五第三項において準用する場合を含む。)	第三項(同法第二十二条の五第三項において準用する場合を含む。)
六 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四	六 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四
五 職員の意に反する休職の基準に関する事項	五 職員の意に反する休職の基準に関する事項
準に関する事項	び旅費の支給の基準に関する事項
直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び旅費の支給の基	外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及
四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日	四 昇給の基準並びに扶養手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間
三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項	三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項
二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項	二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項
。次号において同じ。)の新設に関する事項	。次号において同じ。)の新設に関する事項
はこれら以上の職を含む。)又は地方駐在機関(その下部機構を除く	はこれら以上の職を含む。)又は地方駐在機関(その下部機構を除く
一 局部若しくは課 (これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又	一 局部若しくは課 (これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又
りとする。	りとする。
の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとお	の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとお
事務局等(以下「事務局等」という。)の組織、事務局等に属する職員	事務局等(以下「事務局等」という。)の組織、事務局等に属する職員
第百三十二条 地方自治法第百八十条の四第二項に規定する同条第一項の	第百三十二条 地方自治法第百八十条の四第二項に規定する同条第一項の
改正前	改正後

による勤務延長の基準に関する事項る職員の降任又は転任並びに同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定

を除く。)の基準に関する事項特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条の規定の適用がある場合第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可(教育公務員七地方公務員法第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法

第百七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

の区分になり、当夜を引に置める頂に計る。体の長等(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団

省令で定める方法により算定される額 区分に応じ、 らの手当を除く。 二百三条の二第一 含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第 0 0) 一項の規定による給与(扶養手当、 )長等の損害賠償責任」という。 項の損害を賠償する責任(以下この条において 以下この項及び次項各号において同じ。 地方警務官 在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の 当該各号に定める額とする。 (警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう 項若しくは第四項又は第二百四条第一 の一会計年度当たりの額に相当する額として総務 住居手当、 の原因となつた行為を行つた日 (次項第一号において「普通地 )以外の普通地方公共団体 通勤手当、 「普通地方公共団 項若しくは第 単身赴任手 これ 七第 を

定

を除く。)の基準に関する事項特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条の規定の適用がある場合第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可(教育公務員七地方公務員法第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法

第百七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

体の長等(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

により算定される額 当又は寒冷地手当が支給されている場合には、 0 0 二百三条の二第一 含む会計年度において在職中に支給され、 一項の規定による給与(扶養手当、 長等 0) )長等の損害賠償責任」という。 項の損害を賠償する責任(以下この条において「普通地方公共団 地方警務官 以下この項及び次項各号において同じ。 一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二 (警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をい 項若しくは第四項又は第二百四条第一 (次項第一号において「普通地方公共団体の長等 住居手当、 の原因となつた行為を行つた日 又は支給されるべき同法第 )以外の普通地方公共団 これらの手当を除く。 通勤手当、 項若しくは第 単身赴! 0) 任 七

以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗方公共団体の長等の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官

## じて得た額

## イ〜ニ (略)

2~4 (略) (略)

共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公

## イ〜ニ (略)

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、足は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年、大は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年、新の手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方、ことなった」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分を務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方、ことなった」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分を対して、

イ・ロ (略)

2 4 (略

 $\bigcirc$ 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

γ	欠		<u> </u>	い	百	À	百	第	六	`	第	条、	第五		
司受のご聞こるがの学可に売み替えるののによる。	の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ	「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、	第一号、第百七十三条の四及び第百七十三条の六の規定を除く。)中	て準用する。この場合において、これらの規定(同令第百六十九条の	百七十二条から第百七十三条の六までの規定は、合併特例区の財務につ	ら第百七十一条の六まで、第百七十一条の七第一項及び第二項並びに第	百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前段、第百七十一条か	第三項、第百六十九条から第百六十九条の七まで、第百七十条の二、第	六十七条の十七まで、第百六十八条の六、第百六十八条の七第一項及び	第百六十一条から第百六十五条の七まで、第百六十六条の二から第百	第一項第一号に係る部分を除く。)、第百五十四条から第百六十条まで	、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条(	第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三	地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)	改 正 後
へ司表の下闌こ掲げる字司こ売み替えるものとする。	次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ	「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、	二第一号、第百七十三条の四及び第百七十三条の六の規定を除く。)中	いて準用する。この場合において、これらの規定(同令第百六十九条の	百七十二条から第百七十三条の六までの規定は、合併特例区の財務につ	ら第百七十一条の六まで、第百七十一条の七第一項及び第二項並びに第	百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前段、第百七十一条か	第三項、第百六十九条から第百六十九条の七まで、第百七十条の二、第	六十七条の十七まで、第百六十八条の六、第百六十八条の七第一項及び	、第百六十一条から第百六十五条の七まで、第百六十六条の二から第百	第一項第一号に係る部分を除く。)、第百五十四条から第百六十条まで	条、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条 (	第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三	(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)	改正前

第百七十三条の四

次の

合併特例区又は合併市

第百七十三条の四

次の

合併特例区又は合併市

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

略)

第一項

養手当、住居手当、 第一項若しくは第二項 条の二第一項若しくは 支給され、又は支給さ 年度において在職中に 害賠償責任」という。 合併特例区の長等の損 賠償する責任(第三項 に相当する額として総 らの手当を除く。)の ている場合には、これ 寒冷地手当が支給され 勤手当、単身赴任手当 の規定による給与 第四項又は第二百四条 れるべき同法第二百三 を行つた日を含む会計 及び第四項において「 会計年度当たりの額 の原因となつた行為 在宅勤務等手当又は (扶 通

第一項

町村から同項の損害を

町村から同項の損害を

これらの手当を除く。 されている場合には、 勤手当、単身赴任手当 養手当、住居手当、 第一項若しくは第二項 第四項又は第二百四条 条の二第一項若しくは れるべき同法第二百三 支給され、又は支給さ 法により算定される額 の額に相当する額とし の規定による給与(扶 て総務省令で定める方 又は寒冷地手当が支給 の一会計年度当たり 通

務省令で定める方法に

年度において在職中にを行つた日を含む会計

害賠償責任」という。合併特例区の長等の損及び第四項において「

の原因となつた行為

							l															
					第一項第一号	第百七十三条の四																
体の長等 普通地方公	以外の普通地方公共団	各号において同じ。)	。以下この項及び次項	する地方警務官をいう	五十六条第一項に規定	地方警務官(警察法第		(略)		(略)		(略)					(略)					
						(略)		(略)		(略)		(略)					(略)	0	額」という。)に、次	区の長等の基準給与年	項において「合併特例	より算定される額(次
					第一項第一号	第百七十三条の四																
体の長等 普通地方公	以外の普通地方公共団	各号において同じ。)	。以下この項及び次項	する地方警務官をいう	五十六条第一項に規定	地方警務官(警察法第		当該各号に定める	等」	普通地方公共団体の長	等(	普通地方公共団体の長					同項					
						合併特例区の長二	を乗じて得た	それぞれ次に定める数		合併特例区の長等」		合併特例区の長等	の二の七第一項	自治法第二百四十三条	において準用する地方	関する法律第四十七条	市町村の合併の特例		、次の	与年額」という。)	特例区の長等の基準給	(次項において「合併

当、住居手当、 七第一項の損害を賠償 共団体から地方自治法 計年度当たりの額に相 手当を除く。)の一会 る場合には、これらの 地手当が支給されてい 宅勤務等手当又は寒冷 定による給与(扶養手 項若しくは第二項の規 項又は第二百四条第一 二第一項若しくは第四 べき同法第二百三条の され、又は支給される つた日を含む会計年度 原因となつた行為を行 償責任」という。)の 共団体の長等の損害賠 において「普通地方公 する責任(以下この条 第二百四十三条の二の において在職中に支給 単身赴任手当、 通勤手

共団体から地方自治法 らの手当を除く。)の ている場合には、これ 寒冷地手当が支給され 当、単身赴任手当又は 当、住居手当、 定による給与(扶養手 項若しくは第二項の規 項又は第二百四条第一 二第一項若しくは第四 べき同法第二百三条の され、又は支給される において「普通地方公 する責任(以下この条 七第一項の損害を賠償 第二百四十三条の二の に相当する額として総 において在職中に支給 つた日を含む会計年度 原因となつた行為を行 償責任」という。)の 共団体の長等の損害賠 一会計年度当たりの額 通勤手

									第一項第二号	第百七十三条の四												
その他の法律による給	五年法律第九十五号)	関する法律(昭和二十	一般職の職員の給与に	、又は支給されるべき	いて在職中に支給され	日を含む会計年度にお	となつた行為を行つた	の損害賠償責任の原因	通地方公共団体の長等	地方警務官 国から普	額	定める数を乗じて得た	に応じ、それぞれ次に	公共団体の長等の区分	警務官以外の普通地方	)に、次に掲げる地方	準給与年額」という。	方公共団体の長等の基	一号において「普通地	算定される額(次項第	令で定める方法により	当する額として総務省
										(略)												
									第一項第二号	第百七十三条の四												
その他の法律による給	五年法律第九十五号)	関する法律(昭和二十	一般職の職員の給与に	、又は支給されるべき	いて在職中に支給され	日を含む会計年度にお	となった行為を行った	の損害賠償責任の原因	第一項第二号 通地方公共団体の長等	$\mathcal{O}$		得た額	次に定める数を乗じて	区分に応じ、それぞれ	地方公共団体の長等の	地方警務官以外の普通	う。)に、次に掲げる	の基準給与年額」とい	通地方公共団体の長等	項第一号において「普	より算定される額(次	務省令で定める方法に

	用する。	合について準用する。			
併特例区規則を制定した場	の十七に規定す	治法施行令第			į
より読み替えて準用する地方自	法第三十五条の規定は、前項の規定により詩	2 法第三十五			2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略) (	(略)
				乗じて得た額	
	数を乗じて得た額			れぞれ次に定める数を	
	、それぞれ次に定める			務官の区分に応じ、そ	
	方警務官の区分に応じ			に、次に掲げる地方警	
	。)に、次に掲げる地			給与年額」という。)	
	基準給与年額」という			て「地方警務官の基準	
	おいて「地方警務官の			額(次項第二号におい	
	れる額(次項第二号に			方法により算定される	
	める方法により算定さ			して総務省令で定める	
	額として総務省令で定			りの額に相当する額と	
	当たりの額に相当する			。)の一会計年度当た	
	除く。)の一会計年度			、これらの手当を除く	
	には、これらの手当を			給されている場合には	
	が支給されている場合			当又は寒冷地手当が支	
	任手当又は寒冷地手当			任手当、在宅勤務等手	
	当、通勤手当、単身赴			当、通勤手当、単身赴	
	与(扶養手当、住居手			与(扶養手当、住居手	